

令和3年度 社会福祉施設指導監査結果(老人福祉施設)

老人福祉施設については、年度当初は20施設に対する実地監査及び20施設に対する書面監査を予定していましたが、監査の周期を3年に1回とする国の老人福祉施設指導監査指針の改正及び市内の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて、一部を次年度に延期し、5施設に対する実地監査及び15施設に対する書面監査を行いました。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
1	特別養護老人ホーム	あじさい園	社会福祉法人晃宝会	実地監査	無	
2	特別養護老人ホーム	あじさい園 宝	社会福祉法人晃宝会	書面監査	無	
3	特別養護老人ホーム	かがやきの苑	社会福祉法人大和まほろば会	実地監査	<p>現行の育児休業規程及び介護休業規程について、現行法に則した内容となっていなかった。 育児休業規程及び介護休業規程の改正については、令和3年3月の理事会において承認を得たにもかかわらず、労働基準監督署に届け出ておらず、当該規程の施行状況が不明確な状況となっているため、早急に整備すること。 【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律】</p>	新しい改正に合わせた規程に改正し、再度理事会の承認を得て整備します。
					<p>時間外労働・休日労働に関する協定の有効期間が令和3年3月31日までであるにもかかわらず、令和3年4月1日以降を有効期間とする協定が令和3年12月まで労働基準監督署に届出されていなかった。所定労働時間を超えて労働させる場合は、必ず労働者の過半数を代表する者と協定を締結の上、協定に記載する有効期間の開始前に労働基準監督署に届け出ること。 【労働基準法第36条】</p>	有効期限内に届出を行います。
					<p>当該事業所における賃金改善を行う方法等について、職員に周知するとともに、介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。 なお、周知の方法としては、介護職員処遇改善計画書の掲示及び研修時に職員全体への説明の場を設けるなど、確実に全ての職員が把握できるような方法で行うとともに、周知した際の文書・会議録等を保存すること。 また、福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰにおいては、福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していることが要件となるので、これらについて明らかとなる記録も保存すること。 【令和3年3月16日付け老発0316第4号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について4(1)②】</p>	適切な方法により、周知を図り、記録を保存します。
					<p>入所者の数が100名以下の介護老人福祉施設の場合、介護支援専門員は「1以上配置」かつ「常勤職員を配置」することが必要だが、令和元年10月以降、当該人員配置を満たしていない月が散見された。また、入所者の数が30名以上50名未満の介護老人福祉施設の場合、看護職員(看護師若しくは准看護師)は「常勤換算で2以上配置」かつ「そのうち1人以上は常勤職員を配置」することが必要だが、令和3年10月以降、当該人員配置を満たしていない月が散見された。については、介護支援専門員及び看護職員(看護師若しくは准看護師)の人員配置について、速やかに是正すること。 【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第3号、第2項、第6項及び第9項】</p>	専門職員について、常勤職員の就業時間の改正を行い、常勤としての職員確保を図ります。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者に指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
3		かがやきの苑	社会福祉法人 大和まほろば会	実地監査	介護支援専門員については、令和元年10月以降、人員配置基準を満たしていない月が散見された。また、看護職員(看護師若しくは准看護師)については、令和3年10月以降、人員配置基準を満たしていない月が散見された。については、介護支援専門員及び看護職員(看護師若しくは准看護師)の配置状況について自主点検のうえ、介護報酬請求に係る所管課と調整し、過誤調整等必要な措置を講ずること。 【指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第1の注1、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)十二のロ】	令和4年2月請求から減額算定しておりますが、過誤調整については、担当課と協議中です。
					令和3年1月20日に常勤の看護師が退職したが、それ以降、常勤の看護師を配置しないまま、看護体制加算(Ⅰ)イを算定していた。この加算は、常勤の看護師を1名以上配置した場合に算定が可能である。については、介護報酬請求に係る所管課と調整し、看護体制加算(Ⅰ)イについて過誤調整等、必要な措置を講ずること。 【指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準別表第1の注8、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)五十一のイ】	令和4年2月請求から非算定しておりますが、過誤調整については、担当課と協議中です。
					栄養マネジメント強化加算について、令和3年4月以降厚生労働大臣が定める基準に適合する条件の「定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと」を満たさないため、算定できない。したがって、介護報酬請求に係る所管課と調整し、過誤調整等必要な措置を講ずること。 【厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日)厚生労働省告示第95号、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日)厚生省告示第27号】	令和4年2月請求から非算定しておりますが、過誤調整については、担当課と協議中です。
4	特別養護老人ホーム	香梅苑	社会福祉法人 広瀬福祉会	書面監査	無	
5	特別養護老人ホーム	サンライフ西大寺	社会福祉法人 サンライフ	書面監査	無	
6	特別養護老人ホーム	トマトホーム	社会福祉法人 博遊会	書面監査	無	
7	特別養護老人ホーム	長曾根寮	社会福祉法人 大倭安宿苑	書面監査	重要事項説明書に「事故発生時の対応」、「守秘義務」及び「提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)」について定めがなかったので、追加すること。 【奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する要項第2の7】	重要事項説明書に指摘内容に沿って、新たに13(事故発生時の対応及び賠償責任)・17(守秘義務)・18(第三者評価)の項目を追加しました。
8	特別養護老人ホーム	なら清寿苑	社会福祉法人 大和清寿会	書面監査	随意契約については、経理規程第75条に基づき随意契約を行う合理的な理由を明らかにする必要があるが、その合理的理由が記録がされていない随意契約があった。今後は経理規程に従い、随意契約の理由を明らかにした上で、適正に処理すること。 【社会福祉法人大和清寿会経理規程第75条】	今後につきましてはご指摘の通り、経理規程第75条に基づいて随意契約を行う事を基本的に随意契約理由を明らかにし、またそれに伴う理由書を作成し、理事長の承認を得ることとします。
9	特別養護老人ホーム	西ノ京苑	社会福祉法人 南都栄寿会	書面監査	無	
10	特別養護老人ホーム	光の桜	社会福祉法人 ならやま会	書面監査	無	
11	特別養護老人ホーム	平城園	社会福祉法人 福寿会	書面監査	無	

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。

	施設種別	施設名	運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
12	特別養護老人ホーム	平城園(ユニット型)	社会福祉法人福寿会	書面監査	無	
13	特別養護老人ホーム	万葉苑	社会福祉法人万葉福祉会	実地監査	無	
14	特別養護老人ホーム	和楽園	社会福祉法人奈良市和楽園	書面監査	無	
15	軽費老人ホーム	あじさい園	社会福祉法人晃宝会	実地監査	無	
16	軽費老人ホーム	ケアハウス万葉	社会福祉法人万葉福祉会	実地監査	無	
17	軽費老人ホーム	ケアハウスらくじ苑	社会福祉法人楽慈会	書面監査	無	
18	軽費老人ホーム	ケアハウス和楽園	社会福祉法人奈良市和楽園	書面監査	無	
19	軽費老人ホーム	なら清寿苑	社会福祉法人大和清寿会	書面監査	随意契約については、経理規程第75条に基づき随意契約を行う合理的な理由を明らかにする必要があるが、その合理的理由が記録がされていない随意契約があった。今後は経理規程に従い、随意契約の理由を明らかにした上で、適正に処理すること。 【社会福祉法人大和清寿会経理規程第75条】	今後につきましてはご指摘の通り、経理規程第75条に基づいて随意契約を行う事を基本的に随意契約理由を明らかにし、またそれに伴う理由書を作成し、理事長の承認を得ることとします。
20	軽費老人ホーム	八重垣園	社会福祉法人大倭安宿苑	書面監査	重要事項説明書において、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)の記載を欠いているため、改めること。 【軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成20年5月30日老発第0530002号厚生労働省老健局長通知)第4の1(1)】	重要事項説明書において、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)の記載を欠いている事について、今後重要事項説明書に記載いたします。

※「改善報告書の内容」は、原則として事業者へ指導監査結果通知の到達後1月以内に提出を求めている改善報告書の「指導内容に対する措置状況」の内容を記載しています。なお、改善報告書の添付資料は省略しています。